

富士川町役場新庁舎がオープンします!



令和3年から建設工事を進めてきた新庁舎が完成し、まもなく業務が始まります。
 12月19日(月)から順次移転を行い、令和5年1月4日(水)から新庁舎ですべての業務を開始します。
 移転期間中、新庁舎と現庁舎および出先機関で窓口が分散します(図1)。
 ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

(図1) 移転期間中の業務体制

日 程	新庁舎			現庁舎および出先機関 ※既存の事務所での業務となります。			
	1階	2階	3階	本庁舎	東別館・分館	上下水道事務所	教育文化会館
12月19日(月) ~23日(金) まで	会計課 町民生活課 税務課 子育て支援課 福祉保健課			政策秘書課 財務課 防災交通課 管財課 議会事務局	産業振興課 土木整備課 都市整備課	上下水道課	教育総務課 生涯学習課
12月26日(月) ~28日(水) まで	会計課 町民生活課 税務課 子育て支援課 福祉保健課	政策秘書課 財務課 防災交通課 産業振興課 土木整備課 都市整備課 上下水道課		管財課 議会事務局			教育総務課 生涯学習課
令和5年 1月4日(水)~	全課新庁舎で業務スタート						

新庁舎出入口及び駐車場について

12月19日(月)から新庁舎をご利用の方は、西側出入口(図2内①)をご利用ください。(東側出入口は、外構工事中のため利用することができません。外構工事が終了し、東側出入口が利用可能となりましたら、広報誌などでお知らせします。)

また、駐車場は令和5年1月下旬まで北側駐車場および南側駐車場(図2内②③)をご利用ください。新庁舎をご利用の方はスロープ(図2内④)をご利用いただき、西側出入口に行くことができます。

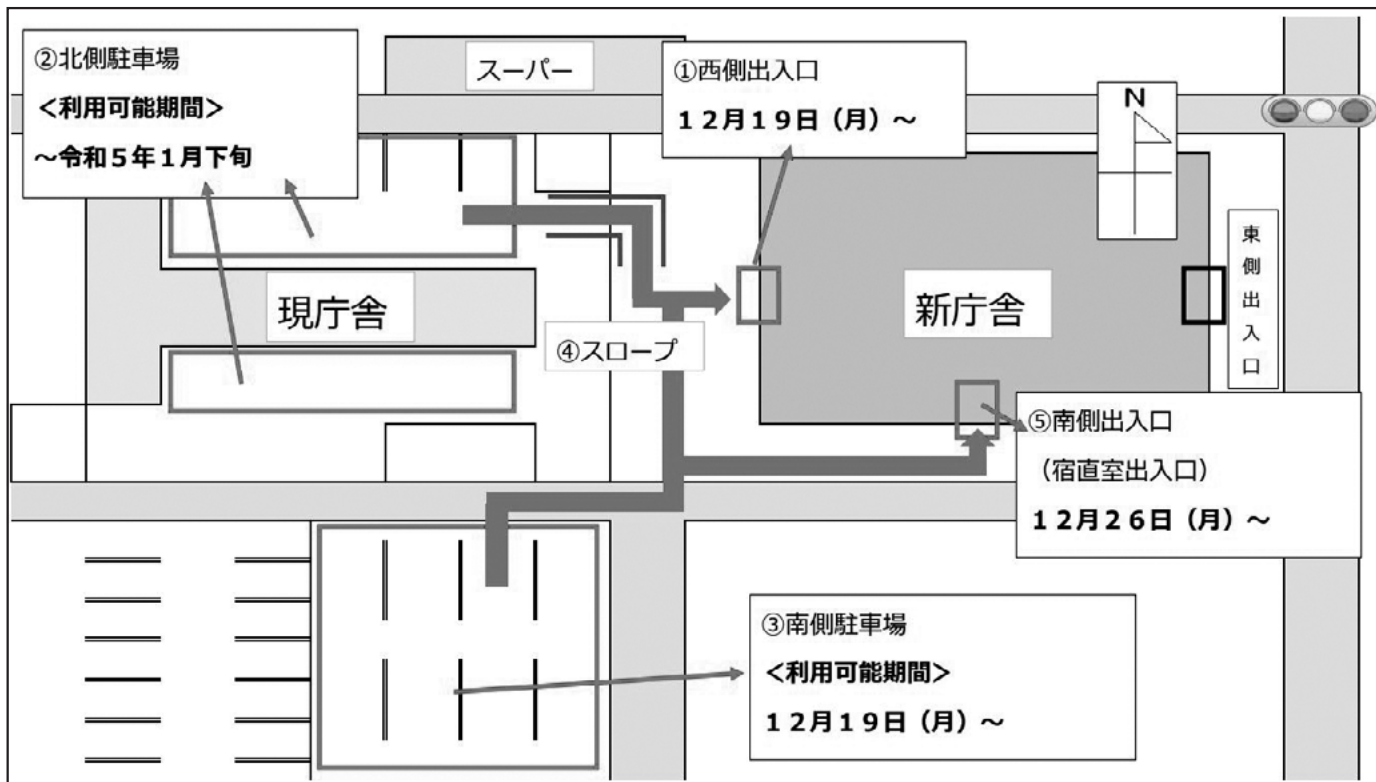
令和5年1月下旬以降、北側駐車場(図2内②)の利用はできません。(現庁舎解体工事の工期日程により変わる可能性があります、日程が決まりましたら、広報誌などでお知らせします)。南側駐車場(図2内③)のみご利用可能です。

ご理解とご協力をよろしくお願いします。

新庁舎移転後の夜間・休日の対応について

新庁舎移転後の夜間・休日の対応は、12月26日(月)から新庁舎で開始します。夜間、休日の「戸籍関係の書類の提出」や「体育施設の鍵の貸し出し」などは、南側出入口(宿直室出入口)(図2内⑤)までお越しください。

(図2) 新庁舎出入口及び使用可能駐車場



新庁舎移転後の各課電話番号およびFAX番号について

新庁舎移転後の、代表電話番号については、変更はありません。

移転先	TEL
富士川町役場 代表番号	22-1111

なお一部の課において直通電話・FAXが変更となります。

電話番号

○1月4日(木)から変更

移転先	課名	新 TEL	旧 TEL
新庁舎 3 階	教育委員会	22-7200	22-5361

FAX番号

○12月19日(月)から変更

移転先	課名	新 FAX	旧 FAX
新庁舎 1 階	子育て支援課	22-7261	22-8666

○12月26日(月)から変更

移転先	課名	新 FAX	旧 FAX
新庁舎 2 階	産業振興課	22-5290	22-5516
	消費生活相談窓口		

○1月4日(木)から変更

移転先	課名	新 FAX	旧 FAX
新庁舎 3 階	管財課	22-5392	22-3177

新庁舎移転に伴う電話の切替えについて

新庁舎移転に伴い、電話回線の切替え工事を行います。工事中、電話が一時的に繋がらない場合があります。繋がらない場合には、時間をあけておかけなおしてください。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

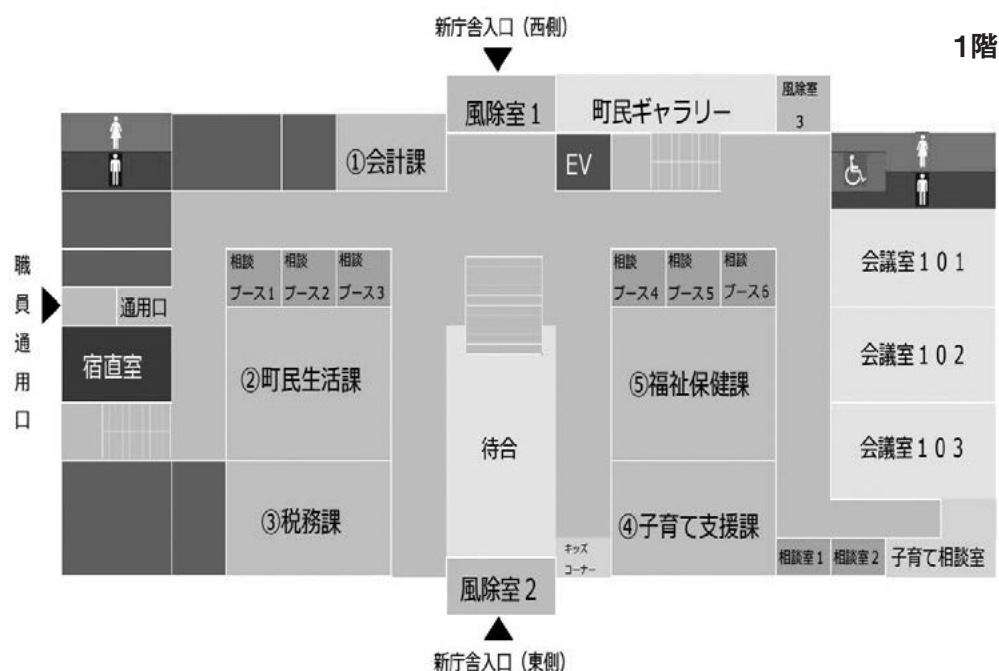
◇工事日時
12月17日(土)・12月25日(日)

※それぞれ30分程度繋がりにくい時間が発生します。

新庁舎移転に伴う各課の所在地について

新庁舎移転に伴い、東別館(産業振興課)、東別館分館(土木整備課、都市整備課)、保健福祉センター(福祉保健課)、上下水道課、教育委員会(教育総務課、生涯学習課)の所在地は「富士川町天神中條1134」に統一されます。

新庁舎フロアのご案内



1階には、相談や窓口での手続きの多い部署を配置しました。

わかりやすい待合とするため、東西の玄関から見渡せる位置に設置しました。

また、小さなお子さんと一緒に安心して来庁できるよう、キッズスペースを設けました。

2階



2階には、政策・財務・防災をはじめ、事業(道路・水道・産業など)を行う部署を配置しました。

また、町長室を設置し、政策部門や災害対策本部と連携が取りやすい配置となっています。

3階



3階には、議会機能と教育委員会(教育総務課、生涯学習課)、管財課を配置しました。

議場傍聴席はバリアフリーとし、すべての方が利用しやすい仕様となりました。対面配置型議場により行政、議員双方が見渡せる形状となっています。